



静労発基 0928 第 2 号

令和 4 年 9 月 28 日

関係団体の長 殿

静岡労働局長



労働災害防止対策の徹底について（緊急要請）

日頃より労働安全衛生行政の推進にご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

静岡県内では本年 8 月末から 9 月末までの期間において、6 件もの労働災害死亡事故が発生しています。

このため静岡労働局では、「労働災害死亡事故多発警戒」を発令し、各労働基準監督署に対して、監督指導等の強化を指示したところです。

つきましては、貴団体におかれましても、別添のリーフレットを活用いただき、死亡災害はもとより、全ての労働災害防止のため、適切な安全衛生管理を徹底されるよう要請します。

# 緊急事態！！

## 労災死亡事故多発中

### 直近約1か月において6人が死亡

令和4年8月24日から9月27日までの期間において、6件もの労災死亡事故が発生しています。（事故の詳細は裏面参照。）

静岡労働局では、このような状況を受け「**労災死亡事故多発警戒**」を発令し、より一層の労災死亡事故防止を呼びかけています。

事業主の皆さまにおかれましては、次の労働災害防止対策の実施状況を今一度ご確認いただきますようお願いいたします。

労働災害防止のためのチェックリスト

①安全衛生管理体制について

- 事業場の安全衛生管理体制が整備されているか。
- 安全衛生管理者、作業主任者、職長等事業場の責任者から業務の遂行状況を報告させ、必要に応じ実施状況について指導ができているか。

②「5S」について

- 整理、整頓、清掃、清潔、しつめの「5S」について徹底されているか。

③リスクアセスメントについて

- 職場に存在する多種多様な危険性又は有害性の特定ができているか。
- 特定した危険有害性をもとに、リスクの見積もりができているか。
- 見積もりしたリスクをもとに、リスク低減対策ができているか。

④日常的な安全衛生活動について

- KYT（危険予知訓練）やヒヤリハット活動が実施されているか。

⑤安全衛生教育について

- 雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育、職長教育等の各種教育が行われているか。

⑥健康管理について

- 作業前に体調不良等の異常がないことの確認ができているか。
- 労働安全衛生法に基づく各種健康診断を実施しているか。

## 《 労災死亡事故状況詳細 》

発生日	業種	年齢	発生状況
8月24日	建築設備 工事業	60代	店舗改修工事において、天井の電灯の配線替えのため、脚立足場（作業床の高さ約1.8m）に乗り、電灯の取付作業をしていたところ、背中から床面に墜落し死亡した。
8月31日	その他の 事業	70代	顧客の自家用車を代行で運転し、目的地に到着したため、随伴車に乗ろうとした際に深さ1m程度の用水路に転落し死亡した。
9月6日	道路建設 工事業	60代	4tダンプトラックの荷の載せ替え作業時に、駐車のために後進していたダンプトラックと停車していたドラグ・ショベルとの間に挟まれ死亡した。
9月20日	その他の 事業	50代	台風14号通過に伴う点検作業を駅舎外壁部に設置された点検デッキ上にて行っていた際に、デッキ床面に異常が確認されたため近づいたところ、床面が抜け約9.5m下の線路上に墜落し死亡した。
9月23日	警備業	60代	浜松市内の県道にて交通誘導をしていたところ、トラックにはねられて死亡した。
9月27日	道路建設 工事業	50代	台風15号の影響で県道に流れ出た土砂の撤去作業を行っていたところ、排水管から大量の水が噴き出し約20m下に転落し死亡した。

全国的に高年齢労働者が被災する割合が増加しています。

厚生労働省では、令和2年3月より「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）」を公表し、実施可能な労働災害防止対策に積極的に取り組んでいただけるようお願いしています。

◎エイジフレンドリーガイドラインの詳細は

